

泉佐野市企業誘致奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉佐野市企業誘致条例（平成19年泉佐野市条例第32号。以下「条例」という。）及び泉佐野市企業誘致条例施行規則（平成20年泉佐野市規則第12号。以下「規則」という。）に規定する奨励金（以下「奨励金」という。）の交付及び書類等の様式について定めるものとする。

(定義)

第2条 条例及び規則並びにこの要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市税 泉佐野市市税条例（平成19年泉佐野市条例第5号。）第3条第1項に定める普通税（以下「普通税」という。）及び同条第2項に規定する目的税をいう。
- (2) 国有資産所在市町村交付金 国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に規定する国有資産等所在市町村交付金をいう。
- (3) 納税効果 納税義務者でない者が、自己の事業活動を行うことにより、市に普通税を納めることが明らかであり、かつ当該普通税の納税義務者から納税したと同様の効果があることを証明できる者をいう。

(雇用の要件)

第3条 奨励金の適用を受けようとする者は、条例及び規則で規定する要件のほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他雇用に関する法令等を遵守するほか、雇用の促進に努めなければならない。

(建設の着手の認定)

第4条 条例第5条第1項第1号に規定する対象家屋の建設の着手は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の交付をもって認定する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市長が別に指定する書類により認定する。

(継続した事業活動の認定)

第5条 条例第6条第1項第1号に規定する継続した事業活動とは、事業開始日より5年以上継続して事業活動するものをいう。

(交付申請の添付書類)

第6条 規則第5条別表に規定する次の添付書類は、当該各号に定める書類により提出しなければならない。ただし、第1号から第3号においては、当該各号に定める内容を記した書面により提出するものとする。

- (1) 事業概要説明書 現在実施している主な事業の内容、全従業員数、資本金
- (2) 事業計画書 新設する事業所において予定している事業内容、雇用計画（まちづくり奨励金に

については従業員配置計画)

- (3) 事業実績報告書 新設した事業所において実施した事業の内容、雇用状況（雇用形態・人数・うち泉佐野市民数）（まちづくり奨励金については従業員配置状況）
- (4) 固定資産課税台帳記載事項証明書 発行後 1 ヶ月以内の課税証明書又は納税通知書（課税資産明細書）の写し
- (5) 納税証明書 泉佐野市（税務課）発行（発行後 1 ヶ月以内）の市税の完納を証する書面及び納税通知書（領収書）の写し
- (6) 営業証明書 泉佐野市（税務課）発行の営業証明書
- (7) 納税額又は納税効果額の証明書 納税通知書（領収書）の写し又は対象税目の納税効果がわかる証明書（公的機関において証明書が交付されない場合は、対象税目の納税効果額の根拠となる資料）

- 2 市長は、規則第 5 条別表に規定する期間に奨励金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）が、申請日において、当該年度中に申請者に課税される市税が完納である場合を除き、同表の添付書類のほか、納期末到来の市税及び年度内に納税義務が生じる市税に関し、納期限内に完納する旨の文書を提出させることができる。

（交付の決定）

第 7 条 市長は、前条に定める申請書を受理し、適当と認めたときは、泉佐野市企業誘致奨励金交付決定通知書（様式 A。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第 8 条 当該申請者は、前条に定める決定通知書を受理した日から 30 日以内に、市長に泉佐野市企業誘致奨励金交付請求書（様式 B。以下「請求書」という。）により請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により、当該申請者から請求書を受理した日から 30 日以内に奨励金を交付するものとする。

（取消し及び返還の措置）

第 9 条 市長は、条例第 10 条の規定により、奨励金の交付の決定を取り消し、又は既に交付された奨励金の全部又は一部を返還させるときは、泉佐野市企業誘致奨励金交付決定取消通知書（様式 C）又は泉佐野市企業誘致奨励金返還命令通知書（様式 D）により、当該申請者に通知するものとする。

（権利の承継）

第 10 条 条例第 11 条により奨励金を受ける権利を承継しようとする者は、泉佐野市企業誘致奨励金受給権承継届（様式 E。以下「承継届」という。）に市長が必要と認める書類を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項に定める承継届を受理し、適当と認めたときは、当該承継届を受理した日から 30 日以内に泉佐野市企業誘致奨励金受給権承継承認通知書（様式 F）により、当該承継届を提出した者に通知するものとする。

(対象企業)

第 1 1 条 条例第 2 条第 1 号に規定する対象企業について、次の各号に該当する場合は、同一の所有者とみなす。

- (1) 会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社及び同法第 2 条第 4 号に規定する親会社であって、親子会社の関係にあること。
- (2) 前号に規定する会社が同じ事業目的のために事業を行うこと。

(地域活性化総合特別区域計画に基づく事業を行う企業の認定)

第 1 2 条 条例第 5 条第 3 項に規定する総合特別区域法（平成 2 3 年法律第 8 1 号）第 3 5 条第 1 0 項の規定により内閣総理大臣に認定された地域活性化総合特別区域計画に基づく事業を行う企業とは、大阪府の国際医療交流拠点づくり促進事業補助金の補助事業者として交付の決定を受けた企業とする。

(細則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関して必要な事項は、市長が定める。

(文書の様式)

第 1 4 条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 規則第 5 条別表の泉佐野市企業誘致奨励金事業所等設置届 様式第 1 号
- (2) 規則第 5 条別表の泉佐野市企業誘致奨励金交付申請書 様式第 2 号
- (3) 規則第 5 条別表の泉佐野市企業誘致奨励金建設着手届 様式第 3 号
- (4) 規則第 5 条別表の泉佐野市企業誘致奨励金事業開始届 様式第 4 号

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 0 年 7 月 3 日より施行し、平成 2 0 年 4 月 1 日より適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに泉佐野市産業集積促進要綱の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 6 年 7 月 2 3 日から施行し、平成 2 4 年 7 月 1 日から適用する。ただし、第 1 2 条の規定は、施行の日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の適用の日から施行の日の前日までになされた申請、決定その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。